

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対しては、矯正施設等において性犯罪防止指導及び性犯罪再犯防止プログラムが実施されているが、再犯防止のためには、刑事司法手続終了後も地域社会において継続的な支援を行うことが重要である。

2023（令和5）年3月、法務省は地方公共団体が主体となって再犯防止の取組を進めることができるように「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定した。

本市においても、昨年度より、司法関係機関や更生保護関係団体等で構成される「札幌市再犯防止ネットワーク会議」において、国や民間団体等との連携強化を図るなど、再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪被害者等を生まないための取組を推進している。

また、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に刑事司法手続終了後の住所等の届出を条例で義務付け、届け出られた情報等をもとに、再犯防止のためのカウンセリング等の支援を行っている。

こうした独自の仕組みを整備しなくても、地方公共団体が再犯防止の取組を効果的に進めることができるようにするためには、国が主体となって地方公共団体との連携を図ることが不可欠である。

よって、国会及び政府においては、次の事項について所要の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 再犯防止のための刑事司法手続終了後の地域社会におけるカウンセリングなどの支援について、性犯罪をした者に啓発を図るとともに、こうした支援への参加につなげるための実効性ある仕組みを創設すること。
- 2 地方公共団体における、性犯罪の再犯防止に係る体制の整備及び人材育成を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2025（令和7）年6月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣  
（提出者）公明党、日本共産党、坂元・荒井及び日本維新の会所属議員全員  
並びに未来さっぽろ成田祐樹議員